

官報

号外 昭和三十七年十二月二十一日

○第四十二回 参議院會議録第六号

昭和三十七年十二月二十一日(金曜日)

午前十時二十五分開議

議事日程 第七号

昭和三十七年十二月二十一日

午前十時開議

第一 北海道開発審議会委員の選挙

第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回国会内閣提出、第四十一回国会衆議院送付)

第五 旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に関する諸願

第六 社会保険、国民年金に関する行政事務等の地方移管に関する諸願

第七 ガス税撤廃に関する諸願(三十二件)

第八 大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する諸願(三件)

第九 バナナ室の防災措置に関する諸願

第一〇 防犯燈設置助成に関する諸願

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 北海道開発審議会委員の選挙

一、日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案

一、昭和三十七年度一般会計補正予算(第一号)

一、昭和三十七年度特別会計補正予算(特第一号)

一、昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機第一号)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 沢田 一精君

議院運営委員 野上 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 野上 進君

議院運営委員 沢田 一精君

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

旧金勘勲章年金受給者に関する特別措置法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

地方行政委員会に付託

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

昭和三十七年度一般会計補正予算(第一号)

昭和三十七年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機第一号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭対策特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

同日本院は、国会の会期を十二月二十二日まで三日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から、同院は、第四十二回国会の会期を十二月二十日から十二月二十二日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

決した旨の通知書を受領した。一昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 堀見 俊二君

同(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの) 小西 英雄君

同 松本治一郎君

同 田畑 金光君

同 高橋 衛君

同 青木 一男君

同 堀 末治君

同 林屋亀次郎君

同 藤野 繁雄君

同 井川 伊平君

同 中村 順造君

同 谷村 貞治君

同 熊谷太三郎君

同 田上 松衛君

同 安井 謙君

同 吉田 法晴君

同 稲葉 誠一君

同 羽生 三七君

同 成瀬 輔治君

同 野上 進君

同 沢田 一精君

同 堀見 俊二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 谷村 貞治君

同(国会法第四十二條第三項の規定によるもの) 西田 信一君

四六

[illegible]

正する法律案(第四十回国会内閣提出、第四十一回国会衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年十二月二十日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

目次の改正規定中「地方農林局」を「地方農政局」に改める。

第三十五条の改正規定及び第二章第三節第一款の款名の改正規定中「地方農林局」を「地方農政局」に改める。

第三十六条から第三十八条までの改正規定のうち第三十六条各号列記以外の部分中「地方農林局」を「地方農政局」に改め、「並びに林野庁及び水産庁」を削り、同条第一号中「農林畜水産業経営」を「農畜産業経営」に改め、同条第二号中「農林畜水産物及び農林畜水産業専用物品(漁船を

含む)」を「農畜産物及び農畜産業専用物品」に改め、同条第三号中「農林畜水産業」を「農畜産業」に改め、同条第五号中「及び沿岸漁業構造改善事業」を削り、同条第六号中「農林畜水産業」を「農畜産業」に改め、同条第七号及び第八号を削り、同条第九号中「農林漁業労働」を「農業労働」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号中「農林畜水産業」を「農畜産業」に改め、同条第十二号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十号から第二十九号までを削る。

第三十六条から第三十八条までの改正規定のうち第三十七条第一項中「地方農林局」を「地方農政局」に改め、同項の表中

〔東北農政局〕	〔東北農政局〕
〔関東農政局〕	〔関東農政局〕
〔北陸農政局〕	〔北陸農政局〕
〔近畿農政局〕	〔近畿農政局〕
〔中国四国農政局〕	〔中国四国農政局〕
〔九州農政局〕	〔九州農政局〕

に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「地方農林局」を「地方農政局」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条の改正規定を次のように改める。

第三十九条中「農地事務局」を「地方農政局」に改める。

第四十二条の改正規定を削る。

第六十七条の改正規定及び第七十

条の改正規定を削る。

第七十五条第一項の表の改正規定

中「三〇、三三八人」を「三〇、二六

六人」に、「一、七〇二人」を「一、七

七四人」に改める。

第三章第三節の改正規定のうち第

八十八条第一項の表中「瀬戸内海連

合海区漁業調整委員会」を「瀬戸内海に

おける漁業調整を行なうこと」を

「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会」に改め、同条第二項中

「玄海における漁業調整を行なう

こと」に改め、同条第二項中

「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

の下に、玄海連合海区漁業調整委

員会」を加える。

第三章第三節の改正規定中第八十

九条を次のように改める。

(漁業調整事務局及び漁業調整事

務所)

第八十九条 水産庁に、地方支分部

局として、漁業調整事務局及び漁

業調整事務局を置く。

2 漁業調整事務局及び漁業調整事

務所は、水産庁の所掌事務のう

ち、漁業に関する指導、漁業の取

締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分掌する。

3 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道漁業調整事務所		札幌市	
仙台漁業調整事務所		仙台市	
新潟漁業調整事務所		新潟市	
香住漁業調整事務所		兵庫県	
瀬戸内海漁業調整事務所		神戸市	
福岡漁業調整事務所		福岡市	
有明海漁業調整事務所		大牟田市	

4 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範囲については、農林省令で定める。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和三十八年一月二十日から施行する。ただし、第

三十五条、第二章第三節第一款の

附則第二項の表を次のように改

める。

本 省	水 産 庁
昭和三十八年一月二十日から同月三十一日まで	昭和三十八年一月二十日から前項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで
昭和三十八年二月一日から同月二十八日まで	昭和三十八年一月二十日から前項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで
昭和三十八年一月二十日から前項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで	昭和三十八年一月二十日から前項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで
九四人	一五人
九人	五人

附則第四項中「北海道漁業調整事務局以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務局並びに」を削る。

附則第五項を削る。

要 領 書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、振興局の所掌事務の一部を分離して農芸局を設置するとともに振興局を農政局に改組

昭和三十一年十二月二十一日 参議院會議録第六号 農林省設置法の一部を改正する法律案

し、地方支分部局として地方農林局を設置し、林野庁に職員部を新設し、水産庁の機構及び所掌事務の整備を行ない、あわせて水産庁設置法を廃止して農林省設置法に水産庁に関する規定を加えるほか、所要の定員改正を加えようとするもの等、おおよね妥当な措置と認めた。

なお、委員会は別紙のごとき修正を加えた。

二、費用

本法施行に要する経費は、一千三百万円である。

農林省設置法の一部を改正する法律案

第四十回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十一年八月三十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

農林省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

農林省設置法の一部を改正する法律

法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五条―第十二条)」を「(第五条―第十二条の二)」に、「農

地事務局」を「地方農林局」に、「(第四十四条―第七十三条)」を「(第四十四条―第八十九条)」に、「第三節水産庁(第七十三条)」を「第三節水産庁(第七十三條・第七十四條)」に、「(第七十三條・第七十四條)」を「(第七十三條・第七十四條)」に、「(第九十條・第九十一條)」に改める。

第六十二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基づき漁業の免許又は許可を与えること。

第六十三 水産業協同組合その他水産庁の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。

第四十條中第六十五号を第七十二号とし、第六十四号を第七十一号とし、第六十三号の次に次の七号に加える。

六十四 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)に基づき指定機関を指導監督すること。

六十五 水産物及び水産業専用物品(漁船を含む。)の検査を行うこと。

六十六 漁船保険及び漁船乗組員給与保険の再保険事業並びに中

小漁業融資保証保険事業を行なうこと。

六十七 漁船の建造、改造又は転用の許可を与えること。

六十八 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行ない、並びに漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

六十九 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の施設、改良及び災害復旧の事業(以下「漁港海岸保全事業」という。)並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行ない、並びに漁港海岸保全事業を行なうこと。

七十 漁港の区域における公有水面の埋立に関する認可を与えること。

第五十條第一項中「五局」を「六局」に、「農地局」を「農政局」に、「振興局」を「農地局」に、「蚕糸局」を「蚕糸局」に改め、同条第二項を次のように改める。

第八十條第一項第一号から第二十二号までを次のように改める。

一 農林畜水産業に関する金融制度の企画及び資金についての調整を行なうこと。

二 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務を行なう団体及びこれらの団体の行なう金融業務の指導監督を行なうこと。

三 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

四 農業近代化助成資金を管理すること。

五 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

六 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

七 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

八 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目

的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。(蚕糸局の所掌に属することを除く。)

九 農山漁家の経営改善のためにする農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。

十 肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する肥料の生産に関するもので次号に掲げるもの以外のものを除く。)

十一 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第二百二二号)に基づき硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

十二 肥料の検査に関すること。

十三 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十四 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十五 日本農林規格に関すること。

十六 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十七 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関

するもの。

十九 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第二百二二号)に基づき硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

二十 肥料の検査に関すること。

二十一 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

二十二 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

二十三 日本農林規格に関すること。

二十四 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

二十五 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関

するもの。

二十六 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第二百二二号)に基づき硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

二十七 肥料の検査に関すること。

二十八 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

二十九 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

三十 日本農林規格に関すること。

三十一 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

三十二 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関

するもの。

昭和二十七年十二月二十一日 参議院會議録第六号 農林省設置法の一部を改正する法律案

すること及び輸出入に関する連絡調整を行なうこと。

十八 農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

二十 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

二十一 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

二十二 農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。

第八条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二十三号」を「前項第二十三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(農政局の事務)

第九条 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行なうこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業労働に関すること。

四 農業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

五 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

六 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七 農業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

八 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

九 農山漁村における電気導入に関すること。

十 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

十二 農業倉庫に関すること。

十三 農作物の作付体系の合理化に関すること。

十四 米穀、麦類その他の穀類(豆類を除く。)及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧庁の所掌に属することを除く。)

十五 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)に基づいて、都道府県が行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

十六 農業機械化の促進に関すること。

十七 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十八 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)

十九 第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による検査に関するものを除く。)

二十 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二十一 農業(畜産業を含む、蚕糸業を除く。第二十三号において同じ。)及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図ること。

二十二 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十三 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

2 普及部においては、前項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(園芸局の事務)

第十二条の二 園芸局においては、左の事務をつかさどる。

一 園芸農産物等(第九条第一項第十四号に規定する農産物及び蚕糸以外の農産物をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 園芸農産物等の生産及び流通につき、これらに関する団体を指導監督すること。

三 園芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

四 園芸農産物等の検査に関すること。(農産物検査法による検査に関するものを除く。)

「肥料検査所」を「肥料検査所」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(肥料検査所)

第二十三条 肥料検査所は、肥料及び飼料の検査を行なう機関とする。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県
札幌肥料検査所	札幌市	北海道
仙台肥料検査所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
名古屋肥料検査所	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸肥料検査所	尼崎市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡肥料検査所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十四条の二を削る。

第三十五条中「農地事務局」を「地方農林局」に改める。

第三十六条から第三十八条までを「第一款 農地事務局」を「第一款 地方農林局」に改める。

第三十六条から第三十八条までを

次のように改める。

(所掌事務)

第三十六条 地方農林局は、本省並びに林野庁及び水産庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 農林畜水産業経営の改善に関すること。

二 農林畜水産物及び農林畜水産業専用物品(漁船を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三 農林畜水産業に関する団体及び農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督及び助成に関すること。

四 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

五 農業構造改善事業及び沿岸漁業構造改善事業に関する指導及び助成並びに農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

六 農林畜水産業に関する資金の調整、その資金の融通の業務についての指導監督、農業近代化資金、農業改良資金等に係る地方公共団体の経費についての助成その他農林畜水産業に関する金融に関すること。

七 耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査に関すること。

八 前号に掲げるもののほか、農林畜水産業及び農山漁家に関する調査及び統計の作成に関すること。

九 農林漁業労働に関すること。

十 農業倉庫に関すること。

十一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関すること。

十二 自作農の創設及び維持並びに農地の移動雇用についての統制その他農地関係の調整に関すること。

十三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関する長期計画及び地区計画に関すること。

十四 開拓者資金の融通、入植者に対する営農の指導助成その他開拓営農に関すること並びに海外移住に関すること。

十五 開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関する指導監督及び助成に関すること。

十六 国営に係る開墾建設工事及び土地改良事業の実施並びにその実施に伴い必要を生じ、又はその実施と工事施工上密接な関

連のある工事の受託及びその実施に関すること。

十七 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び農地の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成並びに国営に係る当該海岸保全施設に関する事業及び当該地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

十八 家畜等の改良及び増殖に関すること。

十九 草地の改良整備に関すること。

二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。(国営に係る森林治水事業の実施に関することを除く。)

二十一 民有林野に係る保安林に関すること。

二十二 民有林野に係る林道に関すること。

二十三 林野の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に関すること。

二十四 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護増進に関すること。

二十五 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

二十六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港修築事業及び漁港災害復旧事業の実施に関すること。

二十七 漁港海岸保全事業の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港海岸保全事業の実施に関すること。

二十八 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

二十九 統計調査事務所の所掌事務につき指導を行なうこと。
(名称、位置、管轄区域及び内部組織)
第三十七条 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北農林局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農林局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農林局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農林局	京都市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農林局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農林局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 前条第七号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、地方農林局が置かれる都府県の区域のみを当該地方農林局の管轄区域とする。

3 前条第二十四号に掲げる事務については、第一項の管轄区域にかかわらず、農林省令で別段の定めをすることが出来る。

4 地方農林局の内部組織について

は、政令で定める。
第三十八条 削除
第三十九条の見出しを「事務所、事業所、出張所等」に改め、同条中「農地事務所」を「地方農林局」に、並びに事業所及びその支所を、事業所及び出張所並びに事業所の支所に改める。
第四十条及び第四十一条を次のように改める。
第四十条及び第四十一条 削除

第四十二条第三項中「統計調査事務所及び」を「統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 統計調査事務所は、地方農林局が置かれる都道府県以外の都道府県の区域（北海道にあつては、その区域を四に分けて農林省令で定める区域）ごとに置かれるものとし、府県に置かれるものの管轄区域は当該府県の区域とし、北海道に置かれるものの管轄区域は当該農林省令で定める区域とする。

第四十六条中「第六十四号及び第六十五号」を「第七十一号及び第七十二号」に改める。

第四十八条第五号中「昭和二十六年法律第四十四号」を削る。

第五十六条第三項中「振興局長」を「農政局長、園芸局長」に改める。

第五十九条中「第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号」を「第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」に改める。

第六十条中「三部」を「四部」に、「林政部」を「林政部、職員部」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(職員部の事務)

第六十一条の二 職員部においては、左の事務をつかさどる。

一 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。

二 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四 林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に関すること。

五 林野庁の職員の教養及び訓練に関すること。

六 林野庁共済組合に関すること。

第六十七條第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第七十条第一項第二号中「営林を指導すること」を「営林についての技術相談に関すること」に改める。

第七十五條第一項の表中「二九、四四六人」を「三〇、三三八人」に、「一、〇六九人」を「一、〇七七人」に、「一、七四〇人」を「一、七〇二人」に、「六一、二〇一人」を「六一、〇六三人」に改め、第四章中同条を第九十一条とし、第七十四条を第九十条とする。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 水産庁

第一款 総則

(水産庁の任務及び長)

第七十三條 水産庁は、水産資源の保護増養、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産物の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。

2 水産庁の長は、水産庁長官とする。

(水産庁の権限)

第七十四條 水産庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二号から第七十二号までに掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第七十五條 水産庁に長官官房及び左の四部を置く。

漁政部

生産部

漁港部

調査研究部

(長官官房の事務)

第七十六條 長官官房においては、人事、会計その他の庶務並びに水産庁の所掌事務で部及び他の機関

の所掌に属しないものをつかさどる。

(漁政部の事務)

第七十七條 漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産行政に関する企画を行なうこと。

二 水産業経営の改善を図ること。

三 水産業協同組合、漁業信用基金協会、魚価安定基金その他水産業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四 北方協会に関すること。

五 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。

六 沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

七 水産増殖に関すること。

八 漁船保険及び漁船乗組員給与保険に関すること。

九 中小漁業融資保証保険に関すること。

十 漁船再保険特別会計及び中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行なうこと。

十一 輸出水産物の振興に関する法律に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。

十二 水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十三 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関すること。

十四 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十五 水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。

十六 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること。(他省の所掌に属することを除く。)

十七 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関すること。

(生産部の事務)

第七十八條 生産部においては、左の事務をつかさどる。

一 遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。

二 遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

三 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

四 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

五 漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び

昭和三十一年十二月二十一日 参議院會議録第六号 農林省設置法の一部を改正する法律案

漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行なうこと。

六 漁船の設計並びに漁船に関する試験及び調査研究を行なうこと。

(漁港部の事務)

第七十九条 漁港部においては、左の事務をつかさどる。

一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行なうこと。

二 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

三 漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関し指導監督及び助成を行なうこと。

四 漁港海岸保全事業を行なうこと。

五 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関すること。

(調査研究部の事務)

第八十条 調査研究部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に関する自然科学的の試験及び調査研究(漁船に関するものを除く。)並びにこれ

らに関する資料の取りまとめに關すること。

二 水産に関する技術の普及交換を図ること。

三 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第三款 附屬機關

第八十一条 第八十八条に規定するもののほか、水産庁に左の附屬機關を置く。

水産研究所

名	称	位	置
北海道区水産研究所	北海道		
東北区水産研究所	塩釜市		
東海区水産研究所	東京都		
南海区水産研究所	高知市		
西海区水産研究所	長崎市		
日本海区水産研究所	新潟市		
内海区水産研究所	広島市		
淡水区水産研究所	東京都		

三 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

四 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

日光養魚場
北海道さけ・ますふ化場
水産大学校
真珠検査所
真珠研究所
(水産研究所)

(日光養魚場)

第八十二条 水産研究所は、水産に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行なう機關とする。

二 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

(日光養魚場)

第八十三条 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行なう機關とする。

二 日光養魚場は、栃木県に置く。

三 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)
第八十四条 北海道さけ・ますふ化

場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行なう機關とする。

二 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

三 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

四 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(水産大学校)

第八十五条 水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行なう機關とする。

二 水産大学校は、下関市に置く。

三 水産大学校の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠検査所)

第八十六条 真珠検査所は、真珠の検査を行なう機關とする。

二 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京真珠検査所	東京都		
神戸真珠検査所	神戸市		

三 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第八十七条 真珠研究所は、左に掲げる事項を行なう機關とする。

一 真珠目に関する試験研究及び調査

二 真珠目の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠目の種苗の生産技術及び真珠目の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験研究及び調査

五 真珠に関する知識の普及

二 真珠研究所は、三重県に置く。

三 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

四 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機關)

第八十八条 左の表の上欄に掲げる機關は、水産庁の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ、下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
中央漁業調整審議会	漁業法の施行に関する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。
有明海連合海区漁業調整委員会	有明海における漁業調整を行なうこと。
漁港審議会	漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の施行に関する事項を調査審議すること。
真珠養殖事業審議会	真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
輸出水産業振興審議会	輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
漁船再保険審査会	漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

2 中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会については漁港法、漁港審議会については漁港法、真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法、輸出水産業振興審議会については輸出水産業の振興に関する法律、漁船再保険審査会については漁船損害補償法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局
(北海道漁業調整事務所)
第八十九条 水産庁に、地方支分部局として、北海道漁業調整事務所を置く。

2 北海道漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、北海道の地先海面に係る漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分掌する。

3 北海道漁業調整事務所は、札幌市に置く。

4 北海道漁業調整事務所の内部組織については、農林省令で定める。

附 則
1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。ただし、第七條及び第二十三條の改正規定、第二十四條の二を削る規定、第四十條及び第四十一條の改正規定、第六十條の改正規定、第六十一條の次に一條を加える改正規定、第七十五條の改正規定並びに次項の規定は同年四月一日から、第三十五條、第二章第三節第一款の款名、第三十六條から第三十八條まで、第三十九條、第四十二條、第六十七條及び第七十條の改正規定

は〇〇同年十月一日から施行する。

2 農林省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、農林省設置法第九十一条第一項の規定にかかわらず、

本省	食糧庁	水産庁
昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで 昭和三十七年十月一日から昭和三十八年一月三十一日まで	昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで 昭和三十八年二月一日から同年八月三十一日まで	昭和三十七年四月一日から同年六月三十日まで 昭和三十七年七月一日から同年九月三十日まで
七十一人 九十四人	九人 一五人	七十一人 七十七人

これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

産庁設置法第九条の規定は、なおその効力を有する。

〔村山道雄君登壇、拍手〕
○村山道雄君 たいだいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第四十回国会に内閣より提出せられ、前国会、衆議院において施行期日等について修正の上、本院に送付され、継続審査を行なっていたものでありまして、そのおもなる改正点は、振興局の事務の一部を分離して農芸局を新設すること、振興局を農政局に改組すること、肥料検査所及び飼料検査所を統合して肥料飼料検査所を設

置すること、地方支分部局として全国七カ所に地方農林局を設置し、これに伴って、農地事務局、漁業調整事務局等の廃止を行なうこと、林野庁に職員部を新設すること、水産庁の機構及び所掌事務の整備を行ない、あわせて水産庁設置法を廃止して、農林省設置法に水産庁に関する規定を加えること、事業計画に伴って定員に所要の変更を加えること等であります。

本委員会におきまして熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、石原委員より、自由民主党を代表して修正案が提出せられました。

その要旨は、第一に、林野、水産及び統計調査の事務を地方農林局に所掌せしめることについては、なお慎重に検討を要するものがあるので、この際、これらの事務を地方農林局の所掌事務から削除するとともに、その名称を地方農政局と改めること、第二に、前国会で成立いたしました漁業法の一部を改正する法律により新たに設置された玄海連合海区漁業調整委員会を水産庁の付属機関と定めること、第三に、施行期日及び定員について所要の修正を行なうこと等でありまして、右の修正部分を除く原案に賛成の発言があり、鶴岡委員より日本社会党を代表し、鬼木委員より公明会を代表し、田上委員より民主社会党を代表して、それぞれ

昭和三十七年十二月二十一日 参議院會議録第六号 日程の順序を変更し、日程第三、昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案を議題とすること

要望を述べ、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の発言がありました。採決の結果、石原委員提出の修正案及び右の修正部分を除く原案は、いづれも全会一致をもって可決せられ、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正どおり議決せられました。

これにて休憩いたします。

午前十時三十二分休憩

午後十時十八分開議

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)、昭和三十七年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)可決報告書

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

岡三郎君から、賛成者を得て、「この際、日程の順序を変更し、日程第三、昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案を議題とするこの動議」が提出されました。(異議なし)「反対」と呼ぶ者あり

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもって行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

制限時間に達しました。投票箱を閉鎖いたします。

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。

す。議場の閉鎖を命じます。(議場騒然)

〔参事投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十六票

白色票 三十七票

青色票 百三十九票

よって本動議は否決せられました。

賛成者(白色票)氏名 三十七名

矢山 有作君 野々山一三君
柳岡 秋夫君 瀬谷 英行君
稲葉 誠一君 吉田忠三郎君
渡辺 勘吉君 林 虎雄君
大森 創造君 豊瀬 慎一君
鶴岡 哲夫君 山本伊三郎君
武内 五郎君 柴谷 要君
小柳 勇君 大矢 正君
椿 繁夫君 米田 勲君
小林 武君 松本 賢一君
佐野 芳雄君 杉山善太郎君
中村 順造君 安田 敏雄君
千葉千代世君 北村 暢君
横川 正市君 鈴木 強君
阿部 竹松君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 藤田 進君
加瀬 完君 亀田 得治君
岡 三郎君 千葉 信君
近藤 信一君

反対者(青色票)氏名 百三十九名

森 八三一君 渋谷 邦彦君
沢田 一精君 林 塩君
山高しげり君 野知 浩之君
鈴木 一弘君 中尾 辰義君
島島徳次郎君 青田源太郎君
赤間 文三君 加賀山之雄君
増原 恵吉君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 堀本 宜実君
奥 むめお君 和泉 覚君
上原 正吉君 古池 信三君
松平 勇雄君 最上 英子君
市川 房枝君 小林 篤一君
小平 芳平君 岩沢 忠恭君
河野 謙三君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 野田 俊作君
太喜武太夫君 太田 正孝君
笹森 順造君 小林 英三君
中上川アキ君 森田 タマ君
二木 謙吾君 山崎 育君
丸茂 重貞君 源田 実君
栗原 祐幸君 熊谷太三郎君
久保 勘一君 川野 三暁君
亀井 光君 天竺 良吉君
石谷 憲男君 植垣弥一郎君
井川 伊平君 鹿島 俊雄君
村上 春蔵君 中原 善一君
中野 文門君 豊田 雅孝君
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君
西田 信一君 鍋島 直紹君
山下 春江君 山本 利壽君
武藤 常介君 館 哲二君
佐藤 芳男君 青柳 秀夫君

平島 敏夫君 田中 茂穂君
堀 末治君 藤野 繁雄君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
紅露 みつ君 木内 四郎君
杉原 荒太君 小沢久太郎君
大野木秀次郎君 寺尾 豊君
植竹 春彦君 平井 太郎君
黒川 武雄君 西川甚五郎君
重政 庸徳君 日高 広為君
大谷 賢雄君 小西 英雄君
上林 忠次君 田中 啓一君
温水 三郎君 木島 義夫君
岸田 幸雄君 谷村 貞治君
山本 杉君 川上 為治君
米田 正文君 谷口 慶吉君
徳永 正利君 北畠 教真君
金丸 富夫君 松野 孝一君
柴田 榮君 大谷藤之助君
江藤 智君 稻浦 鹿蔵君
石井 桂君 吉江 勝保君
塩見 俊二君 井上 清一君
岡村文四郎君 加藤 武徳君
剣木 亨弘君 梶原 茂嘉君
小林 武治君 吉武 恵市君
高橋 衛君 草葉 隆圓君
石原幹市郎君 小柳 牧衛君
小山邦太郎君 林屋亀次郎君
那 祐一君 安井 謙君
高橋進太郎君 木村篤太郎君
津島 壽一君 迫水 久常君
野本 品吉君 村山 道雄君
長谷川 仁君 櫻井 志郎君
田中 清一君 佐野 廣君

昭和三十七年十二月二十一日 参議院會議録第六号 昭和三十七年度一般會計補正予算(第1号)外二件

昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機特1号)、
以上三案を一括して議題といたします。
(拍手)

本日はこれにて延会いたします。
次会は明日午前零時十分より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後十一時二十六分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員

森 八三一君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 沢田 一精君
林 塩君 山高しげり君
鬼木 勝利君 石田 次男君
野知 浩之君 大竹平八郎君
鈴木 一弘君 中尾 辰義君
鳥島徳次郎君 青田源太郎君
赤間 文三君 加賀山之雄君
浅井 亨君 北條 鶴八君
増原 憲吉君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 堀本 宜実君
奥 むめお君 和泉 覚君
柏原 ヤス君 上原 正吉君
古池 信三君 松平 勇雄君
最上 英子君 市川 房枝君
小林 篤一君 二宮 文造君
小平 芳平君 岩沢 忠泰君

河野 謙三君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 白木義一郎君
辻 武寿君 原島 宏治君
野田 俊作君 木暮武太夫君
太田 正孝君 笹森 順造君
小林 英三君 中上川アキ君
森田 タマ君 二木 謙吾君
山崎 齊君 丸茂 重貞君
源田 実君 栗原 祐幸君
熊谷太三郎君 久保 勘一君
川野 三曉君 亀井 光君
天竺 良吉君 石谷 憲男君
植垣弥一郎君 井川 伊平君
鹿島 俊雄君 村上 春蔵君
仲原 善一君 中野 文門君
豊田 雅孝君 天坊 裕彦君
竹中 恒夫君 西田 信一君
鍋島 直紹君 山下 春江君
山本 利壽君 武藤 常介君
館 哲二君 佐藤 芳男君
青柳 秀夫君 平島 敏夫君
田中 茂穂君 堀 未治君
藤野 繁雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 紅露 みつ君
木内 四郎君 杉原 荒太君
小沢久太郎君 大野木秀次郎君
寺尾 豊君 植竹 春彦君
平井 太郎君 黒川 武雄君
西川甚五郎君 井野 碩哉君
日高 広為君 大谷 賢雄君
小西 英雄君 上林 忠次君
田中 啓一君 温水 三郎君
木島 義夫君 岸田 幸雄君

谷村 貞治君 山本 杉君
川上 為治君 米田 正文君
谷口 慶吉君 徳永 正利君
北島 教真君 金丸 富夫君
松野 孝一君 柴田 栄君
大谷藤之助君 江藤 智君
稻浦 鹿蔵君 石井 桂君
吉江 勝保君 塩見 俊二君
井上 清一君 岡村文四郎君
加藤 武徳君 剣木 亨弘君
梶原 茂嘉君 小林 武治君
高野 一夫君 吉武 恵市君
高橋 衛君 草葉 隆圓君
石原幹市郎君 小柳 牧衛君
杉浦 武雄君 小山邦太郎君
林屋亀次郎君 郡 祐一君
安井 謙君 高橋進太郎君
木村篤太郎君 津島 壽一君
迫水 久常君 野本 品吉君
矢山 有作君 野々山一三君
柳岡 秋夫君 村山 道雄君
長谷川 仁君 瀬谷 英行君
稲葉 誠一君 吉田忠三郎君
渡辺 勘吉君 櫻井 志郎君
田中 清一君 林 虎雄君
大森 創造君 豊瀬 禎一君
鶴園 哲夫君 佐野 廣君
後藤 義隆君 林田 正治君
山本伊三郎君 武内 五郎君
柴谷 要君 小柳 勇君
大矢 正君 横山 フク君
前田 久吉君 白井 勇君
占部 秀男君 鈴木 壽君

森 元治郎君 光村 甚助君
大河原一次君 近藤 鶴代君
宮澤 喜一君 大和 与一君
大倉 精一君 戸叶 武君
椿 繁夫君 米田 勲君
斎藤 昇君 下村 定君
田中 一君 藤原 道子君
木村福八郎君 永岡 光治君
松澤 兼人君 阿具根 登君
岩間 正男君 須藤 五郎君
鈴木 市蔵君 小林 武君
松本 賢一君 佐野 芳雄君
杉山善太郎君 高山 恒雄君
中村 順造君 安田 敏雄君
千葉千代世君 永末 英一君
基 政七君 北村 暢君
横川 正市君 鈴木 強君
阿部 竹松君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 田上 松衛君
向井 長年君 伊藤 顯道君
久保 等君 藤田 進君
加瀬 完君 亀田 得治君
田畑 金光君 天田 勝正君
岡 三郎君 成瀬 幡治君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
中村 正雄君 村尾 重雄君
千葉 信君 近藤 信一君
加藤シヅエ君 岡田 宗司君
野溝 勝君 松本治一郎君
羽生 三七君
国務大臣 重政 誠之君
農林大臣

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所
東京都新宿区市谷本村町三番地
大蔵省印刷局官報課
電話東京三三二五